

2024年9月12日

株主各位

東京都港区新橋一丁目10番9号
タカセ株式会社
代表取締役社長 大宮司 典夫

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年8月26日開催の取締役会において、2024年10月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2024年9月30日と定めましてので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条2項の規定に基づき、2024年10月1日付けをもって当社定款第6条を変更し、2,700,000株増加して、5,400,000株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、2024年10月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2024年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2)特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関照会先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)